

亀岡市公告第 5 5 号

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 3 5 条第 1 項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第 3 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該経営管理実施権配分計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 1 9 日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 経営管理実施権配分計画の対象森林

NO.	地区名	森林面積	経営管理実施権の存続期間
2	旭町三俣・桂谷地区	77.94ha	令和 14 年 8 月 15 日

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

住 所	南丹市日吉町殿田尾崎 8 番地 1
氏名又は名称	日吉町森林組合 代表理事組合長 湯浅 勲

3 縦覧場所

- (1) 亀岡市安町野々神 8 番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- (2) 亀岡市ホームページ

4 本公告により、森林所有者及び亀岡市に経営管理受益権が、2 の林業経営者に経営管理実施権が設定される。